

## 第 43 回高知県消費生活審議会 議事要旨

日時：平成 22 年 2 月 18 日（木） 13:30～15:30

場所：高知共済会館 4 階 桃麗

出席者：（委員）

市川委員、久保田委員、下元委員、田中委員、近森委員、西川委員、町田委員、林委員、野村委員、恒石委員

（事務局）

大崎文化生活部長、大原県民生活・男女共同参画課長、田島同課課長補佐、竹村同課チーフ（消費生活担当） 他

概要：

- 1 開会
- 2 大崎文化生活部長から挨拶
- 3 配付資料 12 及び 13 に基づき審議会の公開等について事務局から説明を行い、了承された。
- 4 会長の人事について、恒石委員が会長として選任された。
- 5 配付資料 1～10 に基づき、消費者行政の国、県及び市町村の取組について事務局から報告し、意見交換を行った。

### ○ 主な意見等

- ・ 基金を活用した消費者行政活性化事業の補助率は 10 分の 10 であるが、実施主体となる市町村の実績が低調な理由は。  
→市町村の担当課は、企業誘致や観光など複数の業務を抱えた中の一つとして、消費者行政に取り組んでいる。今回、基金により事業の財源を確保することができたが、それに携わる人の確保ができない状況である。
- ・ 若い世代は、平日に働いているため、昼間に高齢者しかおらず、消費生活講座などの開催時刻について配慮を。  
→来年度実施予定の事業の一つに、高知短期大学を会場とした夜間の講座を開催するよう計画している。
- ・ 県立消費生活センターで実施している日曜日相談の状況は。  
→県立消費生活センターでは、昨年 9 月から、平日と同様に日曜日にも相談を受け付けている。2 月 14 日までに日曜日相談を計 23 回実施し、受け付けた件数が 203 件であった。
- ・ 県立消費生活センターの将来の姿は。  
→県としては、消費者安全法に位置づけられているように広域的な見地や専門的な見地に立って、市町村で対応することができない、複雑なものや高度なものへの対応が求められる。そのため、高度な専門能力の強化を含めた体制づくりが必要である。